

令和2年3月27日

雇用保険と社会保険の適用事業所データ及び被保険者データの突合に必要な情報の提供とその取扱いに関する協定

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 松本圭

厚生労働省年金局事業管理課長 駒木賢司

日本年金機構厚生年金保険部長 [REDACTED]

厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は、雇用保険及び社会保険の円滑な事業の運営のために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、雇用保険及び社会保険の円滑な事業の運営のために、雇用保険と社会保険の適用事業所データ及び被保険者データの突合(以下「データ突合」という。)の実施に向け、情報の提供及び適正な取扱いを定めることを目的とする。

(情報の提供)

第2条 厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は、データ突合に必要な別紙に記載された情報の提供を相互に行うものとする。

(情報の取扱い)

第3条 厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は、データ突合のために提供を受けた情報について、個人情報の保護の重要性にかんがみ、滅失、漏洩等が生じることのないよう厳正に取り扱うこととし、情報の提供を受けた側において、提供された情報に係る取扱いの責任を全て負うものとする。

(情報の提供方法等)

第4条 情報の受渡し方法、取扱い及び留意事項等については、「雇用保険と社会保険の適用事業所データ及び被保険者データの突合に必要な情報の提供とその取扱いに関する協定に基づく了解事項」(以下「了解事項」という。)によるものであること。

なお、了解事項は、厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室と日本年金機構の協議により、別に定めるものであること。

(情報提供に伴う費用の負担)

第5条 本協定に基づき提供する情報の編集及び提供する情報を収録した電子媒体の作成にかかる費用は、作成元において負担するものとする。

2 前項以外の費用が発生した場合の費用の負担については、三者が協議のうえ決定する。

(利用の制限等)

第6条 厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は、提供を受けた情報については、第1条に掲げる業務以外の目的のために利用しないものであること。

2 厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は、第1条に掲げる業務を実施するに当たり、提供情報の全部又は一部の複写複製又は改変を行った場合は、当該複写複製物等についても本協定に準じた取扱いをすること。

3 厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は、次条に定める場合を除き、提供情報の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し又は利用させてはならない。

(第三者への委託)

第7条 厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は、第1条に掲げる業務の一部を第三者に委託する場合(当該第三者により当該業務の一部を更なる第三者に委託する場合を含む。)は、提供情報について委託先においても本協定書に準じた取扱いとなるよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定に基づき、第三者に第1条に掲げる業務の一部を委託した場合、提供情報の第3条に定める取扱いの責任及び第8条に定める報告義務等については、委託元が負うものとする。

(事故報告等)

第8条 厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は、本協定の実施に当たって、提供情報の滅失若しくは毀損等の事故又は提供情報の漏えいが疑われる事象等が発生したときは、被害等の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事故等の詳細について、文書により報告しなければならない。

2 第1項の報告があった場合、厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は情報提供の中止等の必要な措置を講じることができる。

(情報提供の中止)

第9条 厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は、本協定に規定された事項に違反した場合には、情報提供の中止等の必要な措置を講じることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第10条 本協定について、厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて三者で協議のうえ解決するものとする。

(別紙)

## 1. 雇用保険に関する情報

### 【適用事業所関係】

- (1) 事業所番号
- (2) カナ事業所名称
- (3) 漢字事業所名称
- (4) 漢字事業所所在地
- (5) 電話番号
- (6) 産業分類
- (7) 法人番号

### 【被保険者関係】

- (8) 被保険者番号
- (9) カナ被保険者氏名
- (10) 生年月日
- (11) 性別
- (12) 雇用形態
- (13) 賃金
- (14) 賃金様式
- (15) 契約期間
- (16) 職種
- (17) 取得日
- (18) 取得時所定労働時間
- (19) 取得時事業所番号

## 2. 社会保険に関する情報

### 【適用事業所関係】

- (1) 法人番号
- (2) 社会保険事業所整理記号
- (3) カナ名称
- (4) 漢字名称
- (5) 所在地
- (6) 電話番号
- (7) 雇用保険適用事業所番号

※情報提供項目については、必要に応じて協議を行うものとする。